那覇市体育施設指定管理者募集要項

那覇市教育委員会
生涯学習部　市民スポーツ課

―目　次―

1　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　募集の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3　募集及び選定等スケジュール・・・・・・・1
4　施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5　利用時間及び休館日等・・・・・・・・・・3
6　指定管理者が行う業務・・・・・・・・・・4
7　指定管理者が行う業務【自主事業】・・・　5
8　モニタリングに関する事項・・・・・・・5
9　収入及び経費　・・・・・・・・・・・・・　5
10　管理運営の基本的な考え方・　・・・・・・　7
11　備品等の貸与と帰属　・・・・・・・・・・　7
12　リスク対応・・・・・・・・・・・・・・・・8
13　応募に関する事項・・・・・・・・・・・・9
14　説明会及び施設見学会の開催　・・・・・11
15　募集要項等に関する質問の受付と回答・・12
16　選定の方法等・・・・・・・・・・・・・・12
17　失格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・13
18　指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・13
19　指定結果・・・・・・・・・・・・・・・・・13
20　指定管理者との協定締結と及び業務引継・13
21　協定が締結できない場合・・・・・・・・13
22　応募書類の提出先・問い合わせ先・・・・14

那覇市体育施設指定管理者募集要項

1　はじめに

本市では、スポーツ・レクリエーション活動等の普及及び振興並びに市民の健康及び体力の増進を図るため、那覇市体育施設条例（以下「条例」という。）第 2 条に定める、那覇市民体育館、漫湖公園市民庭球場及び那覇市民首里石嶺プール（以下「那覇市体育施設」という。）を設置しています。

那覇市体育施設の利便性の更なる向上や多様化する利用者のニーズへの対応を図るとともに同施設の効果的かつ効率的な活用を行うことを目的に、条例第 16 条の規定に基づき指定管理者を募集します。

2　募集の概要

(1)　対象施設　那覇市体育施設

(2)　所在地　　那覇市字識名 1227 番地ほか

(3)　指定期間　令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(4)　指定管理者の募集　　指定管理者の募集は、本募集要項に基づき行います。

(5)　指定管理者の選定

選定基準に基づき那覇市スポーツ推進審議会委員の会議においてプレゼンテーション審査を実施し、総合的な評価に基づき行います。

(6)　審査結果等の通知及び公表

審査結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。また、審査結果は、指定管理予定候補者として決定後、市公報や市のホームページの掲載等により公表します。

3　募集及び選定等スケジュール

(1)	募集要項の配布期間	令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 8 月 4 日（月）
(2)	説明会及び施設見学会	令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 1 時 30 分
(3)	募集要項等に関する質問の受付期間	令和 7 年 7 月 9 日（水）～ 7 月 18 日（金）
(4)	応募書類の受付期間	令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 8 月 4 日（月）
(5)	プレゼンテーション審査	令和 7 年 9 月下旬または 10 月上旬予定
(6)	候補者への選定の通知	令和 7 年 11 上旬予定
(7)	市議会による議決	令和 7 年 12 月予定
(8)	指定管理者決定通知	令和 8 年 1 月中旬予定
(9)	協定の協議・締結	令和 8 年 2 月 ～ 3 月予定
(10)	業務の引継ぎ等	令和 8 年 2 月 ～ 3 月予定

4　施設の概要

(1)　施設名称及び施設所在地

ア　那覇市民体育館　　：　那覇市字識名 1227 番地（識名公園内）

イ　漫湖公園市民庭球場　：　那覇市鏡原町 37 番 1 号（漫湖公園内）

ウ　那覇市民首里石嶺プール：　那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地 9
（石嶺文化スポーツプラザ内）

(2)　規模等

ア　那覇市民体育館　　10,114㎡

メインアリーナ　　2,586㎡

サブアリーナ　　909㎡

トレーニング室

会議室（３室）

選手役員控室（６室）

多目的室　談話室　更衣室　事務室等　駐車場

イ　漫湖公園市民庭球場　　9,842㎡

砂入り人口芝コート（10面）

クラブハウス、更衣室、事務室等

ウ　那覇市民首里石嶺プール　1,301㎡

25mプール（250㎡、６コース）

幼児用プール(円形38㎡)

トレーニング室　更衣室　事務室等

(3)　施設の概況（※令和 6 年度の概況については、6/30 までに HP にて別途掲載します。）

ア　年間利用料金収入（単位:千円）

年　度		令和 3 年度（※1）	令和 4 年度	令和 5 年度
利用料金　計		26,933	49,561	54,078
内訳	体育館	17,788	34,197	38,993
	庭球場	5,205	7,299	6,021(※2)
	石嶺ﾌﾟｰﾙ	3,940	8,065	9,064

※1　新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う利用制限等あり。

※2　施設の改修工事に伴う 3 か月程度の閉場期間あり。

イ　年間利用人数（単位：人）

年　度		令和３年度（※1）	令和４年度	令和５年度
利用人数　計		151,856	258,976	261,747
内訳	体育館	97,505	177,400	187,525
	庭球場	41,268	54,870	43,516（※2）
	石嶺ﾌﾟｰﾙ	13,083	26,706	30,706

※1　新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う利用制限等あり。

※2　施設の改修工事に伴う３か月程度の閉場期間あり。

ウ　年間施設管理経費（単位：千円）

年　度		令和３年度（※1）	令和４年度	令和５年度
施設管理経費		53,442	71,934	70,484
内訳	消耗品	2,508	3,224	2,967
	光熱水費	17,224	27,675	26,369
	委託料	24,905	31,735	31,684
	燃料費	1,596	1,949	2,116
	その他	7,209	7,351	7,348

※1　新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う利用制限等あり。

５　利用時間及び休館日等

(1)　利用時間は、条例第５条第１項に定めるとおりです。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができます。

ア　那覇市民体育館　　9時～21時

イ　漫湖公園市民庭球場コート　7時～21時（4月1日～10月31日）

　　8時～21時（11月1日～翌年3月31日）

ウ　那覇市民首里石嶺プール　10時～21時30分

　　〃（トレーニングルーム）9時～21時30分

(2)　休館日及び休場日は、条例第5条第2項に定めるとおりです。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、若しくは開場し、又は休館し、若しくは休場することができます。

ア　毎月第2及び第4火曜日（ただし、その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。

イ　12月29日から翌年の1月3日までの日

(3)　本市が必要と認めるときは、指定管理者と協議のうえ利用時間及び開場日を変更することができることとします。

6　指定管理者が行う業務

那覇市体育施設条例第19条に規定する指定管理者が行う業務としては、次の内容とし、詳細は別紙「那覇市体育施設管理に関する仕様書」のとおりとします。

(1)　受付案内業務

使用の許可､使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務を中心として、「受付案内等業務指示書」による業務を行うこと。

(2)　維持管理業務

施設・設備の維持管理に関しては、次の「施設維持管理業務指示書」により行うもののほか、外構植栽管理業務、廃棄物処理業務を計画的に行うこと。

(3)　スポーツ・文化振興業務

当該施設の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務を「スポーツ・文化振興業務指示書」により行うこと。

(4)　施設利用者の安全指導及び安全確保

ア　指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、通報等についての災害時等対応計画を作成し、緊急時に的確に対応すること。また、指定管理者は、災害時に本市が防災拠点、避難場所、その他「那覇市地域防災計画」に基づく緊急時対応施設として体育施設を使用する必要があるときには、本市の指示により対応すること。

イ　指定管理者は、那覇市体育施設の利用者、来館者等の急な病気、けが等に適切な処置ができるよう係員に研修を行うとともに、近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。

ウ　災害、利用者等の急な病気、けが等の緊急事態が発生した場合には、速やかに、本市にその旨を連絡すること。

エ　利用者に条例・規則に基づく遵守事項の周知を図ること。

オ　伝染病を予防する措置を講ずるとともに、利用者に対しても必要な周知を図ること。

カ　緊急時の対応として職員には自動体外式除細動器（ＡＥＤ）講習会を受講させること。

(5)　首里石嶺プール管理運営業務

首里石嶺プールについては、次の「首里石嶺プール管理運営業務指示書」及び「首里石嶺プール管理運営業務明細書」による業務を行うこと。

(6)　トレーニング室管理業務

那覇市民体育館及び首里石嶺プールのトレーニング室については、次の「トレーニング室管理運営業務指示書」による業務を行うこと。

(7)　その他の業務

ア　管理責任者を配置し、施設の管理運営を適正かつ円滑に行うこと。また、困難な問題や対処できない問題が生じた場合は、本市と協力し、責任ある対応を心がけること。

イ　利用料徴収や施設の維持管理の記録及び事業実績等を保存し、本市の求めに応じ提出すること。

ウ　那覇市体育施設内で遺失物、拾得物を発見した場合は、適切な方法で保管、処理すること。

エ　本市との定例調整会議の開催、運営を行うこと。会議の回数等詳細については、本市と協議した上で、決定すること。

オ　那覇市体育施設が所在する公園及び近隣地域の活性化を図る目的で設置された組織等へ必要に応じて参加・協力を行うこと。

カ　その他、本市や指定管理者が管理運営に必要と認める業務を行うこと。

7　指定管理者が行うことができる業務【自主事業】

施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の責任と費用負担による事業（以下「自主事業」という。）を行うことができます。ただし、自主事業計画に基づき実施することとし、本業務の妨げにならない範囲及び公共性に配慮した事業であることとします。また、自主事業を実施するときはあらかじめ本市に自主事業計画書を提出し、事前に承認を得ることとします。

8　モニタリングに関する事項

指定管理者は、管理運営の定期成果及び住民サービスの向上を図るとともに、経費削減の効果等を検証するため、次の事項を実施するものとします。

(1)　業務計画書及び各種報告書の作成及び提出

(2)　セルフモニタリング

(3)　利用者アンケート調査

(4)　本市による実地調査への協力

9　収入及び経費

(1)　委託料

本業務に係る経費として、本市が次のとおり委託料を支払います。

ア　指定管理料

指定管理料は、次の額を上限額（消費税及び地方消費税を含む）とし、この額の範囲内で収支計画を提案してください。提案額を基に本市と指定管理者が協議のうえ、各年度の予算の範囲内で協定書に定めます。ただし、消費税及び地方消費税等に変動があった場合は、別途協議します。

令和 8 年度（R 8.4.1～R 9.3.31）	78,009,000 円
令和 9 年度（R 9.4.1～R10.3.31）	78,939,000 円
令和 10 年度（R10.4.1～R11.3.31）	79,881,000 円
令和 11 年度（R11.4.1～R12.3.31）	80,836,000 円
令和 12 年度（R12.4.1～R13.3.31）	81,802,000 円
合　計	399,467,000 円

※修繕費及び備品購入費は、上記には含まれていません。

イ　施設の修繕費及び備品購入費

委託料のうち、施設の修繕又は備品購入費に要する費用については、毎年度、本市が計上する予算の範囲内で行うものとし、指定管理者が行った方が業務の効率が図られると認める場合は、指定管理料とは別に概算で支払います。ただし、年度ごとに精算し、不用額（余剰や未執行等）が生じた場合は、当該不用額を本市に返納するものとします。

なお、備品については、次のいずれかに該当するものとします。

(ｱ) 使用によって直ちに消耗せず、比較的長期間の仕様に耐えうる物品

(ｲ) 取得単位が１万円以上のもの

(ｳ) その他市長が備品として分類する必要があると認めるもの

ウ　経費の支払い

指定管理料、修繕費及び備品購入費の経費は、本市と指定管理者が協議のうえ、予算の範囲内で決定します。指定管理料は会計年度（4月１日から翌年3月31日）ごとに4期に分割して支払います。

(2)　利用料金

条例第9条第5項の規定に基づき、利用料金は指定管理者の収入とします。

(3)　自主事業による収入

指定管理者が自主事業計画に基づき、自己の責任と費用で行う自主事業による収益は、指定管理者の収入とします。

(4)　行政財産目的外使用料

行政財産の目的外使用許可は本市が行い、目的外使用料は本市の歳入とします。

(5)　余剰額等の措置

ア　指定管理に係る経費は、年度ごとに精算することとします。

イ　アの場合において、指定管理者の経営努力により、収入の増加、経費節減等が認められ、収支に余剰が生じたときは、原則として余剰額の２分の１に相当する額を本市へ納入を行うものとします。

ウ　収支に不足が生じたときは、本市は補填を行わないものとします。

(6)　管理口座

指定管理業務に関する経費及び収入は、指定管理者が行う他の事業（自主事業も含む）と分けて経理し、団体自体の口座とは別に指定管理者専用の口座を設け管理して下さい。

10　管理運営の基本的な考え方

指定管理者は、那覇市体育施設を管理運営するにあたっては、法令等の遵守及び次に掲げる事項に沿って行うものとします。

(1)　遵守法令等

ア　那覇市体育施設条例

イ　那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例

ウ　那覇市情報公開条例

エ　指定管理者制度の情報公開に関する基準

オ　地方自治法

カ　スポーツ基本法

キ　労働基準法

ク　その他関係法令等

(2)　那覇市体育施設は、スポーツ・レクリエーション活動等の普及及び振興を図ることを目的とした施設です。その設置目的に基づき管理運営を行うこと。

(3)　本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。

(4)　特定の個人及び団体に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。

(5)　個人情報等の適切な管理を行うこと。

11　備品等の貸与と帰属

(1)　指定管理者は、本市が所有する備品等の貸与を受けることができます。ただし、貸与備品は原則として那覇市体育施設で現行使用のものとなります。貸与を受けた備品等は、台帳等を備えて管理しなければなりません。

(2)　物品等の帰属

ア　指定管理者が、指定期間中に管理運営経費により購入した物品等については、本市の所有に属するものとする。

イ　指定管理者は、業務において使用する本市の所有に属する物品のうち、重要物品については「那覇市物品会計規則」に基づく重要物品報告書により、毎年４月末日までに前年度において増減した重要物品を本市に報告しなければならない。

※重要物品とは、一品の取得価格が100万円以上の物品をいう。

12　リスク対応

(1)　リスクの管理及び責任分担

那覇市体育施設の施設、設備、備品等の保守点検及び維持管理については、指定管理者が指定管理料により実施します。軽微な修繕（1件50万円未満）については、毎年度、本市が計上する修繕費予算の範囲内で指定管理者が行います。事故及び火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次的な対応責任は指定管理者が負うものとし、被災が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに本市に報告しなければなりません。

また、管理運営上の事故が発生した場合に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険等に加入しなければなりません。

(2)　リスク及び責任分担表

項　　目	負担者		備　　考
	市	指定管理者	
施設、設備、備品等の保守点検及び維持管理		○	
条例、規則等の変更	○		本事業に直接関係する条例等の変更
事業の中止		○	指定管理者の事業放棄
	○		本市の指示によるもの
運営費の増大		○	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（不適切な運営等による運営費の増大等）
不可抗力への対応	協議		災害等の不可抗力等（原則として台風を除き、津波、地震、感染症、テロ等をいう。）本市及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由により、業務上の損害等が発生した場合
施設に係る保険	○		全国市有物件災害共済会
利用者等に係る保険		○	社会体育施設保険など
施設の損傷		○	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
	○		上記以外の場合
施設の修繕	○		ただし、軽微な修繕（1件50万円未満）については、毎年度、本市が計上する修繕費予算の範囲内で指定管理者が行うものとする。

施設の利用不能等による収入減		○	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
	○		上記以外の場合
利用者等への対応		○	指定管理者が行う業務に関する苦情等
	○		施策としての事業全体に関する苦情等
施設利用者への損害		○	不適切な施設管理による利用者の負傷等、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
	○		上記以外の場合
第三者に対する損害賠償保険		○	・指定管理業務の範囲内に行った業務に起因するもので賠償すべき額が下記保険の支払限度額を超える額 ・指定管理者が行う自主事業などに起因するもの
	○		指定管理業務の範囲内に行った業務に起因するものは、本市が加入している市民総合賠償補償保険が適用されます。 ※支払限度額 身体賠償 1 名につき 2,000 万円 1 事故につき 2 億円 財物賠償 1 事故につき 1,000 万円

※支払限度額は、令和 7 年 4 月 1 日現在の補償内容です。変更があった場合は、変更後の支払い限度額を適用します。

13　応募に関する事項

(1)　応募資格

応募者は指定管理期間中、那覇市体育施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人、又はその他の団体（法人格は必ずしも必要ではありません）とします。但し、個人の応募は不可とします。

ア　団体が単独で応募する場合

市内に本店（主たる事務所）を有している法人、又はその他の団体であること。

イ　共同企業体で応募する場合

(ｱ)　代表者及び構成員：市内に本店（主たる事務所）を有している法人、又はその他の団体であること。

(ｲ)　代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。

(ｳ)　応募の際には「共同企業体協定書」を提出すること。なお、「共同企業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。

(ｴ)　同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になっていないこと。

(2)　欠格事項

次に該当する法人等は、申請することができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合は、当該共同企業体が行った申請は無効とします。

ア　国税、都道府県税及び市税の滞納をしている法人等

イ　応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等

ウ　過去１年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等

エ　会社の更生法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等

オ　団体の代表者及び役員が破産者又は拘禁刑以上の刑に処されている法人等

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第 2 号に掲げる暴力団、反社会的勢力並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(3)　応募書類

応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。また、提出された申請書類等は、那覇市情報公開条例に基づく情報公開請求により公開する場合があります。

ア　那覇市体育施設指定管理者指定申請書（様式 1）

イ　誓約書（様式 2）（応募資格を満たし、かつ、応募内容に偽りがないことを誓約する書類）

ウ　団体の概要（様式 3）

エ　収支予算書（様式 10-1～3）

施設の管理運営に関する収支計画について指定期間５年分を年度分ごとに作成。人件費、維持管理費、事務費等各経費の内訳がわかるように記載し、これらの総額を提案額とする。

オ　那覇市体育施設指定管理者事業計画書（様式 4～様式 19　※様式 10 を除く）

カ　直近 3 ヵ年分の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録といった、法人等の事業及び経営状況を明らかにする書類

キ　登記事項記載証明　応募書類の提出３月以内のものに限定（法人のみ）

ク　納税証明書

(ｱ)　法人の場合は、直近３ヵ年分の国税・都道府県税・市町村民税の納税証明書

(ｲ)　法人以外の場合は、代表者の直近３ヵ年分の国税・都道府県税・市町村民税の納税証明書

ケ　定款・規約等　法人以外の団体にあっては、定款又は寄付行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る）

コ　役員の氏名、住所及び履歴を記した書類

サ　共同企業体を結成する場合、共同企業体協定書（様式 20）

(4)　応募の書類の体裁及び提出部数

他の機関から交付される証明書等を除き、書類は、A4 版縦使い・横書きの文書としてパソコンで作成（手書不可）することとします。提出部数は、ア～サをセットにして各々A4 版フラットファイルに左綴じし、項目ごとにインデックスを付したものを、正本 1 部、副本 15 部（複写可）とします。また、ファイルには、件名及び応募団体名を記載してください。

(5)　募集要項の配布及び応募期間

令和７年６月２日（月）～8 月４日（月）午後５時まで

※受付時間は土曜、日曜、祝日及び慰霊の日（６月 23 日）を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）

※所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会市民スポーツ課ホームページからダウンロードすることもできます。

(6)　提出先　　「22　応募書類の提出先・問合せ先」参照

(7)　提出方法　持参によりご提出してください。※必要な書類等が不備の場合や郵送、ＦＡＸ等による提出はできません。

(8)　留意事項

ア　提出後の書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

イ　共同企業体の構成員団体が、他の共同企業体の構成員になること又は単独での応募はできません。

ウ　応募書類にかかる費用は申請者の負担とします。

エ　提出された書類や資料は返却しません。

オ　応募書類を提出した後に辞退する場合は、指定管理者指定申請辞退届（様式 22）を提出してください。

カ　必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。

14　説明会及び施設見学会の開催

次のとおり那覇市体育施設の説明会及び施設見学会を開催します。なお、この説明会に参加しなくても応募することはできます。

(1)　日　時　令和７年７月４日（金）午後１時 30 分

(2)　場　所　那覇市民体育館　会議室(2 階)

那覇市字識名 1227 番地

(3)　申　込　事前に申し込みが必要です。(1 団体２人までとする)

令和７年６月 30 日（月）までに「那覇市体育施設説明会及び施設見学会参加申込書（様式 23)」を用い、団体名、参加者、連絡先を記入の上、ＦＡＸ又はメールで提出して下さい。

(4)　連 絡 先　「22　応募書類の提出先・問合せ先」参照

15　募集要項等に関する質問の受付と回答

募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

(1)　受 付 期 間　令和７年７月９日(水)～7 月 18 日（金）　午後５時必着

(2)　受 付 方 法　「質問疑義照会書（様式 21)」を用い、ＦＡＸ又はメールで提出して下さい。送信後、届いたことを確認するため、電話連絡をお願いします。なお、電話や口頭等による質問には原則として回答しませんのでご留意ください。

(3)　送　付　先　「22　応募書類の提出先・問合せ先」参照

(4)　質問の回答　令和７年７月 25 日（金）に、那覇市教育委員会市民スポーツ課ホームページに掲載します。

16　選定の方法等

(1)　第１次審査（書類審査等）

提出書類の受理後、市民スポーツ課において応募資格の審査を行います。第１次審査の結果及び次の第２次審査の日時等については、速やかに個別に通知します。

(2)　第２次審査（業務提案内容のプレゼンテーション審査）

ア　応募者は、プレゼンテーションを 15 分行い、その後、選定委員からの質疑に対し応答します。発表の順番は応募書類の受付順とします。入室は１団体につき３名までとします。

イ　説明は、事業計画書の他、スライドショー（パワーポイント）及び写真等による説明も可としますが、追加資料の配布はできません。

また、説明は事業計画書の内容に限ったものとし、逸脱がないよう注意してください。プロジェクター及びスクリーン等については本市で用意しますが、ノートパソコンは応募者で用意してください。

ウ　選定委員は、審査表に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつけ、順位を第１位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者とします。また、順位を第１位とした委員の数が次に多い団体を次点候補者とします。

エ　第２次審査は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じません。

(3)　選定基準

ア　那覇市体育施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できるものであること。

イ　事業計画書の内容が、那覇市体育施設の効用を最大限に発揮されるものであるとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ　事業計画の内容に沿った那覇市体育施設の管理運営を安定して行う能力を有するものであること。

エ　地域づくりに貢献すること。

17　失格事項

次の事項に該当する場合は、指定管理者の対象から除外します。

(1)　提出書類に虚偽の記載があった場合

(2)　この要項の内容を遵守しない場合

(3)　その他不正行為があった場合

18　指定管理者の指定

(1)　本市は、第 2 次審査で選定された指定管理予定候補者を那覇市議会（令和 7 年 11 月定例会予定）の議決を経て、指定管理者として指定します。

(2)　那覇市議会の指定の議決を得られなかった場合、指定管理予定候補者が本指定管理募集の業務提案に関して支出した費用等については、一切補償しません。

19　指定結果

提案審査を受けた団体全てに、指定または不指定の通知書を議会終了後、速やかに送付します。

20　指定管理者との協定締結及び業務引継

那覇市議会の議決を経て指定管理者として正式に指定した後に、基本協定を締結します。また、会計年度毎に、年度協定を締結するものとします。

指定管理者は、指定管理を開始するまでの期間内に、本市及び現在、那覇市体育施設の業務を指定管理している事業者と円滑に引継業務を行わなければなりません。

なお、引継に要する全ての経費は、指定管理者として指定された者の負担となります。また、指定管理期間満了前には、次期指定管理者として指定された事業者と円滑に引継業務を行ってください。

21　協定が締結できない場合

指定管理者が協定締結までに次の事項に該当することとなったときは、指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

(2) 財務状況等の悪化により、業務の履行が確実でないと認められるとき。

(3) 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者として不適切と認められるとき。

(4) 応募資格を喪失したとき。

22　応募書類の提出先・問い合わせ先

那覇市教育委員会　生涯学習部　市民スポーツ課

〒900-8553　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所10階

電話番号　　098-917-3504

FAX 番号　　098-917-3521

E－mail　　E-S-SUP001@city.naha.lg.jp

担当　上江洲